

触法調査及びぐ犯調査に従事する少年補導専門員の指定等に関する要領の制定について

(平成20年例規少第53号)

この要領は、触法調査及びぐ犯調査に従事することができる少年補導員の指定等に関する要件及び手続き等について必要な事項を定めたもの。